

生活安全課からのお知らせ



南警察署 TEL092-542-0110

不法就労・不法滞在防止のために・・・

不法就労とは・・・

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
 - ・ 密入国した人や在留期間の切れた人が働く
 - ・ 日本から強制退去させることが既に決まっている人が働く
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
 - ・ 観光等の短期滞在の目的で入国した人が許可を受けずに働く
 - ・ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
 - ・ 外国料理店のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
 - ・ 留学生が許可された時間数を超えて働く



不法就労外国人を雇用した場合、事業主も処罰の対象になります！

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう

外国人を雇用するときは、実物の在留カードで

- 在留期間
- 就労制限の有無
- 資格外活動許可欄

を確認してください！

コピーされた
在留カードでは
だめです！



犯罪情報の提供をお願いします

- 一部の不良外国人と日本人が結託した
- 就労資格のない外国人を不法に就労させたり、不法就労をあっせんしたりといった不法就労助長
 - 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
 - 海外輸入を目的とした自動車盗や金属盗
- などの犯罪が発生しています！
そういった情報を入手した場合、警察署までお知らせください！